

要望日程	令和4年9月2日	都民ファーストの会 東京都議団
	9月2日	東京都福祉保健局長
	9月7日	東京都議会立憲民主党
	9月8日	東京都議会自由民主党
	9月8日	都議会公明党
	10月6日	自由民主党東京都支部連合会
	10月12日	日本共産党東京都議会議員団
	11月29日	東京都知事

- 要望事項**
1. 看護現場のコロナ禍からの疲弊回復と、より安全・安心な労働環境の確立について
 2. 2040年を見据えた、都民の命と暮らしを守る持続可能で質の高い看護提供体制の構築について

1. 看護現場のコロナ禍からの疲弊回復と、より安全・安心な労働環境の確立について

新型コロナウイルス感染症対応による臨床現場の疲弊は、極めて大きく深刻である。まずはマイナスからゼロへの回復を図るとともに、すべての看護職がやりがいをもって働き続けられる労働環境の整備について検討されたい。

(1) 看護職の処遇改善と働き続けられる労働環境づくりへの支援

2年以上新型コロナウイルス感染症対応にあたってきた看護職の心身の負担は非常に大きい。また現場では、新人教育に人手も割けず育成が遅れ、さらに疲弊したベテランが離職するという悪循環も生じている。

昨年、政府による看護職員への処遇改善の取り組みが行われたが、都においても、看護職の重要性と専門性に対する正当な評価とそれらに見合った収入の確保、さらには仕事と家庭を両立し、働き続けられる労働環境整備を支援するとともに、国に対しても強く要請されたい。

(2) 看護職の感染症対応能力や専門性の高い看護職育成への支援

コロナ禍で明らかになったように、専門・認定看護師や特定行為研修修了者などの専門性の高い看護職や優秀

な看護管理者（看護部長・師長等）は必ず必要であり、またその育成には時間を要する。

都はこれまで以上に看護職の感染症対応能力の底上げを図るとともに、専門性の高い看護職や看護管理者の育成のために医療施設等への財政支援についても検討されたい。併せて、高度な専門性を身に付けた看護職への正当な評価と処遇も支援されたい。

(3) 都の医療施設の約70%を占める中規模未満（200床未満）の病院等への支援

中規模未満医療施設は、地域の中核として住民の健康を守る重要な存在だが余力は小さく、新型コロナウイルス感染症対応ではクラスター発生等の課題が生じた。

中規模未満医療施設での看護労働力の充実、質の向上は都民の健康に直結する喫緊の課題である。

地域包括ケアシステムの実現に向けて不可欠な医療資源である中規模未満医療施設における看護人材確保支援や労働環境整備支援を強化されたい。

2. 2040年を見据えた、都民の命と暮らしを守る持続可能で質の高い看護提供体制の構築について

2040年前後には国内最多数の高齢者を抱える東京都において、地域包括ケアシステム構築は喫緊の課題である。その実現には質の高い看護職の人数確保はもちろん、活動の場や役割の拡大が欠かせない。

東京が都民にとって最期まで安心して暮らせる街であるために、以下の対策について検討されたい。

(1) 都立看護学校の4年制化及び准看護師養成の廃止

医療の高度化・複雑化、患者像の多様化、地域・在宅看護分野など、看護職に必要不可欠な知識・技術は顕著に増大している。都民の看護ニーズに十分応えるためにも都立看護学校での看護師基礎教育の4年制化を推進するとともに、同時に新たな准看護師養成については廃止を検討されたい。

また、現在就業している准看護師の質の向上や看護師へのキャリアアップのための研修・教育機会への支援を強化されたい。

(2) 都立病院副院長への看護部長の登用

全国で看護部長が副院長に登用されている割合は14% (2021年) であり、500床以上の病院では51.2%と年々上昇している (なお、埼玉県立病院機構では、すべての病院で登用)。その意義として、看護職の視点を活かした患者中心の医療の病院内外への浸透や、チーム医療のスムーズ化等が明らかになっている。また看護部長の多くは女性であることから、女性の活躍のロールモデルにもなっている。

時代の潮流や都民のニーズに対応した質の高い医療サービス提供のため、都立病院副院長への看護部長の登用を検討されたい。

(3) 地域 (保健所・訪問看護ステーション・介護施設等) で働く看護職への継続教育の拡大

地域包括ケアシステムにおいて重要な役割を持つ保健所、訪問看護ステーションや介護施設等で働く看護職には、感染症対応はもちろん、在宅療養者への特定行為や看取りも含めた能力が不可欠である。しかし、病院と異

なり自施設内での研修機会は少なく、労働力不足や資金の課題により外部の研修等への参加も困難で、必要な知識や技術のアップデートができていく状況にある。

地域包括ケアシステムを実現し、安定的に都民の健康を守っていくために、地域の看護職のための継続教育事業及びその財政支援の実施を検討されたい。

(4) 健康危機管理人材 (災害支援ナース) の育成支援

世界ではおよそ10年ごとに新興感染症流行が発生しており、また首都直下地震を避けられない東京都において、感染症対応も含めた健康危機管理人材の育成強化はまさに喫緊の課題である。

現在東京都看護協会が実施している災害支援ナース養成・継続研修への支援、また、都内の看護職の災害対応能力の底上げのために災害支援ナースの活用を検討されたい。

(5) 時代の課題の解決のための看護職の活用 (自殺予防対策、ヤングケアラー対策)

看護職は住民にとって最も身近な医療従事者であり、現代のさまざまな課題解決にも活用できる可能性が高い。

例えば、自殺企図での入院時から保健所や地域包括支援センター、訪問看護の連携があれば、自殺企図の段階での自殺予防、家族の後追い自殺やストレスによる健康被害予防や軽減が可能となる。病院と地域の看護職が連携したシームレスで効果的なケアを可能にする、新たな制度を検討されたい。

また、ヤングケアラーも新たな課題の1つである。家庭訪問を行う保健師や訪問看護師は、患者の病状だけではなくその生活環境も視野に入るため、ヤングケアラーの早期発見・対応につなげることが可能である。ヤングケアラー対応を保健師や訪問看護師などの活躍の場として位置づけ、対応能力向上のための研修等の実施、また早期対応を可能にする地域と医療機関等の連携体制の構築を検討されたい。